


所管部課	子育て支援部子育て支援課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する			
	要綱について	区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則	東大和市組織規則		
	部課機関	学校教育部 福祉部 子育て支援部		
<p>1. 要旨</p> <p>令和4年4月1日付け東大和市組織規則の改正等により、東大和市要保護児童対策地域協議会設置要綱別表（構成機関の一覧）の改正等を行うもの。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部課名を改正後の名称に改める。 ・児童を対象とした機関ではないこと等の理由により、構成機関の辞退の申し出があった「東京都心身障害者福祉センター多摩支所」を削除する。 ・「北多摩西地区保護司会東大和分区」の所属区分を「法人等」から「国又は地方公共団体の機関等」に改める。 <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 組織改正に伴う名称変更及び区分の修正を行うことで、適切な協議会運営が実施できる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年度要保護児童対策地域協議会第2回代表者会議（令和4年2月2日から28日まで書面開催）において改正内容を説明し、協議会内の了承を得る。 東京都心身障害者福祉センター多摩支所については、今後も引き続きオブザーバーとして協力関係を継続していくことを確認済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。